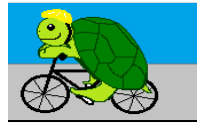


# 自転車安全利用五則



## 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は車道の左側を通ることが決まっていますが、子供(12歳まで)が自転車にのる時は、歩道を通ることができます。

### 保護者の方へ

大人(13歳以上)が自転車で歩道を通行できるのは、道路標識により自転車歩道を通ることができる場合や、車道を通行することが危険でやむを得ない場合などです。

ただし、70歳以上の人と身体の不自由な人も、子供と同じように歩道を通行できます。

## 2 車道は左側を通る

車道を通るときは、左側を通ります。

## 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りをゆっくり走る

歩道は歩いている人が優先です。歩道を通るときは車道側に寄って通行し、歩いている人の邪魔になりそうなときは止まりましょう。

## 4 安全ルールを守る

- 二人乗りはいけません。
- 信号は必ず守りましょう。
- 夜はライトをつけましょう。
- 自転車どうして横に並んで走ってはいけません。
- 道路に「止まれ」と書いていたり、「止まれ」標識があるところは、必ず止まって安全を確認しましょう。
- 左右が見えにくい交差点を通るときは、しっかり左右の安全を確認しましょう。



## 5 子供はヘルメットを着用

自転車にのるときはヘルメットをかぶりましょう。

## もし、交通事故にあったら…



事故にあったら、ケガをしていなくても必ず周りの人に助けを求めましょう。

110番や119番への通報、自分の名前と連絡先を伝えて、おうちの人か学校の先生に連絡してもらいましょう。

### 保護者の方へ

子供が起こした事故であっても、自転車の利用によって生じた損害に対して賠償責任が生じる場合があります。

兵庫県の「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、兵庫県で自転車を利用する場合、自転車損害賠償保険の加入が義務付けられています。

万が一の場合に備えて、保険に加入しましょう。

## 交差点や横断歩道での注意点

- 交差点を渡るとき、車の運転手さんが自分に気付いているか確認してから渡りましょう。
- 横断歩道に自転車のマークと線があるところは、自転車はその中を渡ります。
- 横断歩道に自転車のマークと線がないところは、横断歩道を通れますが、歩いている人の邪魔になりそうなときは自転車からおりて、おして渡りましょう。

